

公益社団法人こども環境学会 2018年度（平成30年度）代議員選挙の公示について － 立候補者 募集 －

本選挙は公益法人として広く正会員に門戸を開いて、代議員選挙を実施するものです。
2017年度末で、半数の公益社団法人代議員が任期満了となります。
ここに選挙の日程をお知らせすると同時に、代議員の立候補受付を開始いたします。

2017年度末で任期満了となる代議員：改選代議員数は、11名です。

神谷 明宏、木村 歩美、四釜 喜愛、高橋 勝、谷本 都栄、玉田 雅己、
富樫 豊、中島 興世、三木 祐子、宮本 照嗣、吉永真理

2017年（平成29年）12月4日

公益社団法人 こども環境学会 代議員選挙管理委員長 三輪 律江

《 選 挙 日 程 》

① 公示および立候補者受付開始 2017年12月4日（月）

- ※ 代議員選挙の選挙権・被選挙権は、選挙公示の日（2017年12月4日）現在、正会員である者が有します。
- ※ 当法人の定款において、「代議員の定数は、正会員の人数のうちから概ね50名につき1名の割合で選出する。」と定められています。また、従来の代議員の人数もふまえ総合的に勘案し、今回 定数は21名と定めます。そのうち、改選代議員数は11名です。

② 立候補締切 2018年1月14日（日）（消印有効）

- ※ 代議員選挙の立候補は、自らの意思によりお願いします。なお、他薦により立候補する場合は、正会員3名以上の推薦を受けるものとします。

③ 立候補者公示 2018年1月24日（水）

- ※ 立候補者確定後、投票用紙を事務局から発送します。
- ※ 立候補者数が定数に満たない場合は、選挙を実施せずに当選者を決定します。この場合、投票用紙の発送は行いません。

④ 投票期間 2018年2月1日（木）～2月7日（水）（消印有効）

- ※ 投票は、当法人の定める投票用紙の様式を使用し、無記名、郵送の方法により行います。
- ※ 投票用紙の様式は、10名連記とします。

⑤ 開票集計 2018年2月13日（火）

- ※ 選挙管理委員会立会いのもとに事務局にて開票および集計をします。

⑥ 理事会報告 2018年2月17日（土）

- ※ 理事会に選挙開票結果を報告します。

⑦ 投票結果報告、代議員総会の承認 2018年5月20日（日）

選挙管理委員会にて代議員選挙当選者確認後、代議員総会にて報告、承認を得ます。

改選代議員名簿（11名、50音順）

神谷 明宏（本会副会長／理事、聖徳大学 准教授）
木村 歩美（おおぞら教育研究所 代表）
四釜 喜愛（食と森の保育園しかま 副園長）
高橋 勝（横浜国立大学 名誉教授）
谷本 都栄（帝京大学 沖永総合研究所プラクティカル・ラボ霞ヶ関 助教）
玉田 雅己（NPOバリエイタル・バカルチュラル ろう教育センター 代表）
富樫 豊（北陸こども環境研究会 代表）
中島 興世（本会副会長／理事、子育てと教育を考える首長の会 事務局長）
三木 祐子（東京有明医療大学 講師）
宮本 照嗣（市民参加まちづくりパートナー）
吉永 真理（昭和薬科大学 教授）

非改選代議員名簿（10名、50音順）

織田 正昭（本会顧問／福島学院大学 教授）
小澤 紀美子（本会理事／東京学芸大学 名誉教授）
小柴 満美子（山口大学大学院 准教授）
島田 隆道（名古屋短期大学 QOL サポーター／元愛知医療学院短期大学 教授）
高木 真人（京都工芸繊維大学大学院 准教授）
仲 綾子（東洋大学 准教授）
新田 新一郎（アトリエ自遊楽校、(有) プランニング開 代表）
福岡 孝純（本会理事／日本女子体育大学 招聘教授）
松本 直司（本会理事／名古屋工業大学 名誉教授）
三輪 律江（横浜市立大学学術院 准教授）

代議員外役員名簿（7名、50音順）

宇久田 進治（本会監事／代議員外、宇久田会計事務所 所長）
河原 啓二（本会監事／代議員外、姫路市 医監）
佐久間 治（本会監事／代議員外、九州工業大学 教授）
仙田 満（本会代表理事／代議員外、東京工業大学 名誉教授）
五十嵐 隆（本会会長／代議員外、国立成育医療センター 理事長）
木下 勇（本会理事・副会長／代議員外、千葉大学大学院 教授）
中山 豊（本会専務理事／代議員外、こども環境学会事務局 事務局長）

《2018年度代議員 選挙管理委員会》

委員長：三輪律江

副委員長：小柴満美子

委員：織田 正昭、小澤 紀美子、島田 隆道、高木 真人、仲 綾子、新田 新一、
福岡 孝純、松本 直司

公益社団法人 こども環境学会
2018 年度代議員選挙
立候補登録用紙

このたび貴法人の 代議員 として立候補します			
氏名		印	会員番号
連絡先	ご住所 Tel: _____ Fax: _____ Email: _____		
略歴 400 字程度	(記入任意)		
抱負 400 字程度	(記入任意)		
代議員候補として、_____ 氏を推薦します ↑他薦の場合は、立候補者氏名をご記入下さい			
	推薦者 氏名 (捺印)		会員番号 (推薦者は正会員に限ります)
①		印	
②		印	
③		印	

- ※ 立候補をご希望の正会員は、この書式の各事項に記入および捺印の上事務局宛に郵送、ファックス、メール送信して下さい。郵送の場合、封筒には「立候補登録」と明記してください。
- ※ 本書式は、ホームページよりダウンロードできます。
- ※ 立候補の受付は郵送、ファックス、電子メール送信の方法によるものとし、締切りは2018年1月14日(日)(消印有効)とします。
- ※ 自薦の場合、推薦者は不要です。
- ※ 他薦の場合は、正会員3名以上の推薦を受けてください。
- ※ 略歴および抱負については、記入は任意です。また別紙を添付いただいても結構です。
- ※ 立候補登録用紙が届き次第、事務局より確認のご連絡をいたします。事務局よりのご連絡がない場合は、お問い合わせください。
- ※ 選挙の実施要領、代議員選挙規則、代議員選挙管理委員会規則などについては、ホームページをご覧ください。

代議員選挙 規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人こども環境学会（以下「本法人」という。）の代議員の選出に関する選挙（以下「代議員選挙」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第 2 条 代議員選挙を管理、運営するために選挙管理委員会を設置する。
2 選挙管理委員会については、理事会で別に定める選挙管理委員会規則に基づく。

(代議員選挙の実施、代議員の定数決定)

第 3 条 代議員選挙は、本法人の定款の規定に基づき、毎年定数の半数ずつを改選する。
2 代議員の定数は本法人の定款の規定(正会員の人数の概ね1/50)に基づき、具体的な人数を本法人の理事会で定める。
3 代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の12月から3月の4か月の間に行い、候補者の募集期間、公示日、投票日、投票時間帯等の実施要領はその都度選挙管理委員会にて定め、学会誌等で会員に公表する。
4 前項のほか、臨時に代議員選挙を実施する場合には、その都度選挙管理委員会にて実施要領を定めて会員に公表する。

(選挙権者)

第 4 条 代議員選挙においては、選挙の公示日において現に資格を有する正会員が投票できる権利（以下「選挙権」という。）を有する。

(被選挙権者)

第 5 条 代議員選挙において、代議員として選任される者（以下「被選挙権者」）は、公示日において現に資格を有する正会員とする。

(候補者の立候補、他薦)

第 6 条 代議員選挙の候補者は、正会員のうちから自らの意思に基づく立候補によりこれを募る。
2 前項に定めるほか、他の会員の推薦により候補者を指名することができる。この場合、3名以上の正会員たる推薦人を必要とする。
3 立候補若しくは他薦は、選挙管理委員会に対して書面又は口頭による意思表示をもって行う。ただし、他薦による3名以上の推薦人は、書面にて意思表示をすることを要する。

(候補者の募集期間)

第 7 条 候補者の募集開始日は、代議員選挙実施日の2週間より前の日の実施要領にて定めた日とする。
2 候補者の募集締切日は、代議員選挙実施日の1週間前より前の日の実施要領にて定めた日とする。
3 候補者の数が代議員の定数に達しない等やむを得ない理由があるときは、募集の締切日を延長することができる。ただし、延長できる期間は投票日の1週間前までとする。

(候補者の公示)

第 8 条 候補者の募集締切日後、選挙管理委員会は、その資格審査後、候補者の資格があると認めた者を会員に公示する。
2 公示は学会誌等又は選挙管理委員会の会報の送付若しくは電磁的方法(インターネット上の本法人の管理運営するウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信)にて行う。
3 募集期間終了後、候補者の人数が代議員の定数に達しないときは、投票を実施せず、代議員を決定する。

(投票用紙)

第 9 条 代議員選挙の投票用紙は、理事会で定めた様式のみを使用し、これ以外の様式は無効とする。
2 投票用紙は、公示日後、投票が行われる場合のみ、信書便による送達の方法にて選挙権者の住所若しくは居所に選挙管理委員会から行う。

(投票)

- 第10条 代議員選挙の投票は、投票箱に直接投票する方法若しくは信書便による送達方式により行うものとする。
- 2 投票箱は、投票日に本法人の主たる事務所及び従たる事務所に設置し、厳重に管理する。
 - 3 送達方式による場合は、投票が有効となる信書便の消印日を選挙管理委員会がその都度設ける。

(開票)

- 第11条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。
- 2 開票においては、有効票と無効票を確認し、有効票の上位から代議員の定数に達するまで、順次に当選者を決定する。ただし、得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員1名以上の立会いのもと、くじ引きの方法にて決する。
 - 3 投票された投票用紙は、代議員選挙の日から5年間これを保存する。

(当選者の決定、代議員選挙の終結等)

- 第12条 代議員選挙の当選者の決定は、代議員選挙の結果に基づき選挙管理委員会の会議を開催して、これを行う。
- 2 本法人の定款第20条に規定する「代議員選挙の終結時」とは、当選者決定の選挙管理委員会の会議が開催され、当選者が確定したときとする。
 - 3 この規則の第8条の規定により、代議員選挙の投票を実施しなかった(以下「無投票」という。)ときは、無投票が確定したときではなく、代議員を決定する選挙管理委員会の会議を開催したときをもって、代議員選挙が終結したものとする。
 - 4 当選者決定の選挙管理委員会の会議は、無投票のときでも毎年1月、2月又は3月に開催する。

(代議員選挙当選者の公表)

- 第13条 代議員選挙における当選者は、代議員選挙が実施され若しくは無投票が確定して選挙管理委員会の会議において当選者が決定された後、その氏名を速やかに電磁的方法(インターネット上の本法人の管理運営するウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信)等により周知し、直後に発行する学会誌に掲載する。また、直後に開催される代議員総会及び定期大会においても、その氏名を報告する。
- 2 前項に定める代議員当選者氏名の報告は、当選者の決定を意味するものではなく、前条の規定に基づき、選挙管理委員会が決定した当選者の氏名を会員に周知するために行うものとする。

(代議員の任期開始、代議員の権利義務)

- 第14条 本法人の定款第20条及びこの規則の第12条の規定により、代議員の任期は、代議員選挙終結時後、最初の4月1日より開始し、2年間(2年後の3月31日まで)とする。
- ただし、関係法令や定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。
- 2 前項のほか、定款天災地変等のやむを得ない事態が発生したことにより、代議員の任期が開始された後2年以内に実施される代議員選挙が終結しなかったときは、2年を超えて在任でき、代議員選挙が終結次第任期が満了するものとする。この場合、後任の代議員の任期は4月2日以降に開始されることがある。
 - 3 代議員選挙の当選者は、その任期開始の日(4月1日)から本法人の代議員としての職務に従事する権利を有し義務を負う。

(その他の事項)

- 第15条 代議員選挙に関する事務は、選挙管理委員会及びその指示に基づいて本法人の事務局がこれを行う。
- 2 代議員選挙について、この規則に定めのない事項については、選挙管理委員会の定めるところによる。

(改正)

- 第16条 この規則の改正は、関係法令や定款の定めるところにより、理事会の決議を得て行う。

(補則)

- 第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附則)

この規則は、公益認定を受けた日から施行する。

(改正)

この規則は、平成27年12月12日から施行する。(定款変更に基づき「社員」を「代議員」と訂正)

この規則は、平成29年5月28日から施行する。

代議員選挙管理委員会 規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人こども環境学会（以下「本法人」という。）の代議員の選出に関する選挙（以下「代議員選挙」という。）際して設置される代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の実施)

第 2 条 委員会は、本法人の定款第 19 条並びに理事会にて別に定める代議員選挙規則に基づき実施される代議員選挙の公正な管理、運営を行うために設置される。

(委員会の設置時期)

第 3 条 委員会は、代議員の任期満了日(3月31日)前4ヶ月以内に設置する。

2 臨時に代議員選挙が実施される場合には、その1ヶ月前までに設置する。

(委員の選任並びに任期)

第 4 条 委員会の委員は、理事会の指名に基づいて会員(ただし、団体会員、賛助会員及びこども会員は除く)のうちから 10 名以内を選任する。

2 委員の任期は、その管理、運営すべき代議員選挙に関する事務が終了し委員会が解散するときまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名、副委員長若干名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

(欠 員)

第 6 条 委員に欠員が生じたときは、理事会の指名に基づいて後任者を選任することができる。その任期は、現任又は前任者の任期の終了すべきときまでとする。

(解 散)

第 7 条 委員会は、その管理、運営すべき代議員選挙に関する事務が終了したときに解散をする。

(改 正)

第 8 条 この規則の改正は、理事会の決議を得て行う。

(補 則)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

(改 正)

この規程は、平成 27 年 12 月 12 日から施行する。（「社員」を「代議員」と訂正）

この規程は、平成 29 年 5 月 28 日から施行する。